

〔歴史学篇〕

【論文】

近世ロンドン社会における外国人受容と外国人の法的地位

中 川 順 子

Reception of Immigrants and Attitudes of Native Citizens towards them and their Legal Status in Early Modern London

Junko NAKAGAWA

要旨

This paper explores London citizens' attitudes towards immigrant presence, particularly, their legal status in early modern London. First, I will describe an outline of the legal status that immigrants acquired, focusing on denization and a London citizenship for them in the latter half of the sixteenth century. Second, I will investigate the meaning of the 'freedom of the City' and its privileges for immigrants. The evidence shows that although they were crucial to their success in London, only a small percentage of them enjoyed those privileges. The national government could have encouraged the City's authority to grant them legal status. The introduction of such a policy, however, garnered fierce opposition from Londoners, as the citizenship of London was the core value of local identity and Englishness as well as political and economic rights. To conclude, the City government could have continued imposing strict economic and social restrictions on immigrants for their lineage's sake.

キーワード：denization, naturalization, citizenship of London, immigrants in early modern London, children of alien parents born in England

「…もし、ここでの居住や営業権行使の自由がなければ、この教会（Austin Friarsにある外国人教会のこと）に与えられた宗教的特権がもたらす恩恵も少ないだろう¹。」

1. はじめに

イングランド東南部の都市ノリッジでの暮らしについて、クライス・ヴァン・ヴァーヴェキンは、フランドルに残っている彼の妻に、1567年8月、次のような手紙を書き送っている。「おまえには決して信じられないかもしれないが、人びとがどれほど仲良く共に暮らしているか。イングランドの人びとは我々と同じで、彼らは我々のことを非常に好ましく思っている²。」その一方で、1560年1月29日、ロンドンの外国人（strangers）共同体は、エリザベス女王に宛てた手紙のなかで、信仰の自由に比べて、自分たちが享受できる経済活動や財産上の権利にある制限に驚きを示している³。

移民を迎え入れるホスト社会は、受け入れた移民とどのように対峙し、彼らをいかに受容し、あるいは排除したのか。移民との共生——現代イギリス社会が直面する論争多きこの問題——は、決して新しいものではない。16世紀後半のイングランド社会も同様の問題に直面していた。中世において

も大陸出身の到来や定住、彼らに対する反感や排除はあった。ただし、その人数の少なさにゆえに、ユダヤ人への迫害と彼らの国外追放、あるいはワット＝タイラーの乱の際に起こった外国人への襲撃事件を例外として、問題が深刻化することは稀であった。しかしながら、16世紀後半に事態は一変する。イングランド社会がそれまでに経験したことのない規模で移民が流入してきたからである。その結果、これまで以上に目立つ「他者」の存在は、イングランド人の生得の権利と他者へのその授与の可否という問題を顕在化させることとなった。

近世イングランドに到来した外国人については、ホスト社会への彼らの経済的・文化的貢献が多くの研究により明らかにされてきた⁴。現在、移民研究において重要な論点の一つとなっているのが、移民共同体のネットワークや、彼らのアイデンティティならびに記憶の形成にかかる問題である。長期的な見地から、ホスト社会への外国人の同化・統合、あるいは両者の共生のあり方をめぐる研究が2000年代以降増加している⁵。そこで着目すべき観点の一つが帰化に代表される法的地位である。外国人の法的地位については、国籍法や移民法の制度史研究は行われてきた。法的地位授与の対象とその付与条件は、ホスト社会がどのような存在をその共同体の成員として受容するかを証左となるからである。しかし、それらの多くは、総論もしくは20世紀、とりわけ第二次大戦以降を研究対象としたものである⁶。近世はその前史として扱われているに過ぎず、16世紀後半についてはL・ルーやI・スクルーディー⁷の研究があるが、いまだ研究蓄積が乏しいと言わざるを得ない。国籍法について柳井健一⁸の研究があるものの、17世紀以降の制度の変遷を扱っているため、授与者や授与の背景となる社会的・歴史的コンテクストは考察対象とはされていない。しかも、法的地位に関する研究は総じてナショナルなレベルのものであり、地域社会における外国人の法的地位とそれが地域社会に与えた影響との接続はなく、看過されたままである。

筆者は近世イングランドにおける外国人の法的地位とそのホスト社会へのインパクトの長期的変遷の解明を目指している⁹。その一環として、本稿では、当時外国人が享受できた「デニズン¹⁰」という法的地位とロンドン市民権に着目する。前者がナショナルなレベル、後者がローカルなレベルで外国人に一定の権利を与えるものである。もっとも、前者の獲得は後者のそれを保証するものではなかった。本稿の課題は16世紀後半から17世紀前半におけるロンドンにおいて、これらの地位がもつ意味を、それらに対するロンドンの人びとの態度を通じて明らかにすることである。近世イングランド社会と外国人への態度については、イングランド人は外国人嫌い (xenophobia)、とりわけ、支配者層の外国人優遇に対して、非支配者層の反外国人感情という、ともすればステレオタイプのな見解が一般的である¹¹。しかしながら、外国人が享受できる法的地位をめぐる問題は、従来強調されてきたような支配者層による移民歓迎論、被支配者層による移民排斥論という単純な議論には回収されないことが近年の研究で明らかにされつつある¹²。ロンドンにおける外国の法的地位をめぐる議論を通じて、ナショナルなレベルとは異なるローカルなレベルでの帰属とそれに伴う権利の問題が明らかになるはずである。

2. 法的地位とその取得者

移民受容で重要な問題の一つとなるのが、ホスト社会が外国人に提供する法的地位とそれに付随する権利である。移民とホスト社会との間に生じた緊張は、外国人が行使できる権利、とりわけ彼らの

経済活動をめぐって高まりをみせたからである。そのことは、外国人の法的地位の有無が、16世紀後半から17世紀前半に実施された外国人調査での必須調査項目であったことから明らかである¹³。

本節では法的地位の制度とその授与者についてみていく。本題に入る前に16世紀後半の移民流入について概観しておく。16世紀後半のイングランドに主として低地地方とフランスから移民が流入したのは、大陸での宗教戦争とそれに伴う宗教迫害のためであった。したがって、流入民の多くはプロテスタントとくに改革派（カルヴァン派）の人びとであった。1567年から1620年の間に、イングランド全体で約15,000人も外国人が流入したと推算されている。最大の定住地となったロンドン以外にも、移民は、カンタベリ、コルチェスタ、ノリッジ、サンドウィッチ、サウサンプトンなどの地方都市にも定住し、これらの都市のなかには移民人口が都市人口の2割から3割に達したところもあった¹⁴。

移民流入が本格化する直前の1550年に、ロンドンに外国人のために母国語で礼拝を行う外国人教会が創設された。信仰を保障する外国人教会の存在は、ロンドンに移民を引き寄せる重要なプル要因の一つであった。時期によって変動はあるが、1571年にはロンドンとその周辺地域に約6600人、1593年には約7,100人の外国人が記録されており、1580年代に移民人口は減少をみるものの、ロンドンとその周辺だけでも多いときには約1万人もの外国人がいたと推計されている。その人数は16世紀当初と比較すると実に2倍以上であった¹⁵。陸続する移民と彼らが参集する外国人教会の存在は早くからロンドンの人びとの衆目の的となった。教会創設翌年には、「ここ1、2年の間にイングランドにきた外国人は4－5万人を超え、その多くがロンドンに住んでおり、彼らが家賃の高騰や物価上昇の原因となり、これらすべての外国人を放逐しない限り、それらの問題は解消されない。人びとはその考えをむしろ歓迎している。風評の元凶は、一度に1,000人以上が集まるロンドンの外国人教会の存在にある¹⁶」との報告が政府になされている。16世紀後半のロンドン人口に占める外国人人口の割合は多いときで約1割、平均すると5パーセント前後であったが、移民は集住する傾向があった。報告には誇張があるとはいえ、独自の教会に集い他の言語を話し、自らの習慣に従って暮らす移民たちの存在は、イングランドの人びとに他者と彼らのための異空間の存在を可視化させ、強烈に印象づけることになった¹⁷。それは取りも直さず、自分たちと他者との境界の設定と他者に何をどこまで認めるかとの問題に彼らが直面することを意味していた。

コモン・ローの定義によれば、イングランド人とは国王の臣民（subject）であるか否かであった。この原則は1948年の国籍法まで踏襲されている。国王の臣民とは、「生来の臣民（natural born subject）」であり、イングランド国王の領土内において出生した者、あるいは通常言われているように国王に対して忠誠（allegiance）を誓う者である。臣民ではない者、すなわち、イングランド国王の支配領域以外で出生した者が外国人となる。この原則に従うならば、イングランドで出生した外国人の子供は、生来のイングランド臣民となる。もっとも、それが原則に過ぎなかったことは想像に難くない¹⁸。

大陸出身のプロテスタント、主として改革派の人びとは、1550年にエドワード6世から、ロンドンのオースティン・フライアズに母国語で礼拝を行うための教会設立の許可を得た。しかしながら、1550年の勅許状は外国人が享受できる経済的権利には言及しなかった。それゆえに、近世イングランド社会において、外国人には様々な制約が課せられたままとなった。彼らには、不動産の所有や相続、譲渡、不動産にかかわる法的措置の行使が原則認められていなかった。また、国王、議会、自治都市が定めた関税を支払わなければならない、政治的権利もなかった。不動産の賃貸、世帯主として店舗を構えること、通りから商品や製造工程が見えるように店舗を営業することが外国人には禁止され、イ

イングランド人の2倍の税率が定められた。また、小売りや外国人間での直接取引も認められていなかった。外国人は外国人職人や外国人徒弟の雇用人数も2人まで、織機などの道具の所有可能数もイングランド人親方のそれ以下と決められていた¹⁹。

外国人に課せられた不自由を改善するためには、二つの手段があった。一つは帰化であり、もう一つがデニゼーションであった。デニゼーションとは、国王からの開封勅許状付与によって外国人を臣民にする手続きであり、13世紀後半から実施されている。実際は外国人と帰化した臣民との中間的な地位で、W・ショウは取得者をイングランド人にするものであった²⁰と述べている。確かに、1509年にはデニズンとなったアンソニー・キャバラリィのように土地の購入や所有、相続が認められた事例や、1576年にデニズンとなったピーター・ジョンソンのように税率以外はイングランド人と同様の権利が認められる事例もあった²¹が、それは極めて珍しいことで実際のところは在留許可に等しいものであった²²。個人（もしくはグループ）に時勢や事情に応じて認められるものであったため、付加される条件はさまざまであったが、外国人に課せられた制限のすべてが撤廃されるわけではなく、不動産相続は依然不可であった。ただし、被る不利益のすべてが解消されないにせよ、親方になること、土地・店舗の購入や保有が可能になり、雇用できる外国人の人数も4人になるなど、課せられた不自由のいくつかは改善された²³。

もう一つは生まれながらのイングランド人と同等の権利を享受できる帰化の取得である。帰化は原則的には生まれながらのイングランド人と全く同等の権利を享受できた。したがって、帰化を取得した外国人（naturalized-alien）は、課税や相続に関して外国人が被る不利益はなくなる。また、帰化の場合は取得以前に遡って権利の行使が可能なので、帰化取得以前に出生した子供への相続も認められた。C・パリィによれば、最初の帰化の事例は1290年であり、国王の勅許状によるものであった²⁴。帰化は一般に議会による審議を経て個別法として認められるものであった。しかし、帰化という言葉の使用が1581年以降であることや、16世紀中には19件と少ないことから、帰化がデニズンとの違いを明らかにしていくのは、17世紀以降のことである²⁵。

上述した法的地位を取得した外国人の実態については、別稿²⁶でその詳細を明らかにしたので、ここでは本稿にかかわる事柄についてのみ確認しておく。16世紀全体で、約6,900件の法的地位の許認可が行なわれている。1540年代にデニズンの人数が増加している。理由は、1544年に2,955件認可されたからである。フランス出身者が1,862人を占めている。その背景として、対仏関係の悪化によりデニズンにならない者は20日以内に国外に退去せよという追放令が出されたことが挙げられる。このときの取得者の多くは、イングランドでの滞在期間が10年以上におよび、妻子をもつ（その配偶者の多くがイングランド人）というイングランドでの生活基盤のある者たちであった。また、高齢者や身体的に海外への渡航が難しい身障者、若年者については、強制退去の対象外とされ、デニゼーションが与えられた²⁷。1542年の付与は、「忠誠を確認し、在留を許可する」ものであったといえる。

そのような事情以外にも、その人物が有する技能によりデニゼーションが付与されることもあった。例えば、1560年、低地ドイツ出身ヘルマン・フォン・ブロンカルドについては「外国人同様の税率でデニゼーションを認める。戦時の武具を扱う家臣により、女王の知るところとなったので、彼の優良かつ高い技術によるクロスボウ製造、ならびに戦時に使用するその他の道具の製造を考慮してのことである²⁸」と記録されている。1564年にデニズンとなったドイツ出身のジャスパー・セラーは、「イングランドでこれまで製塩のために使われなかった安価で新しい技術と取引をイングランド内で20年間

行うための免許」と共にデニゼーションを付与されている²⁹。イングランド社会にとって彼らの技術が有効であると認められたときには付与されている。

『外国人調査報告書』によれば、16世紀後半のロンドンにおいて、デニズンであった外国人は、1568年時点で921人、1571年で約600人、1593年にはロンドン市とその周辺地域で519人であった。ロンドン在住の外国人に占めるデニズンの割合は、約5 - 15パーセント程度であった³⁰。1568年の外国人調査において、デニズンの人数が多い理由は、1540年代に取得した人間がまだ存命だった可能性が高いからであり、1561年に外国人教会を通じて出された324人の外国人教会の信徒にデニゼーションを求める嘆願書が認められ、付与されたためである。外国人教会はデニゼーションが外国人を守るものだと認識していた、とスクルーディーは指摘している³¹。

16世紀後半には約2,000件のデニゼーション付与の記録があるが、その多くはエリザベス1世が即位してから20年の間に出されている。この理由は後述する。1593年の外国人調査でデニズンであった者については、ネーデルラントとその周辺地からの出身者が多い。職業については、記載が少ないことを断ったうえで、服飾・仕立関連産業、織物関連産業の割合が高く、それぞれ45人、42人である。この2業種でデニズンの34パーセントに相当する。またデニズンで市民権保有者のほぼ半数がこれら2業種に従事している。1593年時点で20年以上滞在しているデニズンは200人以上いる。イングランドに来た翌年の1572年にデニズンとなり、その後21年間イングランドに滞在したマサイアス・ギルベルト³²の事例が示すように、デニゼーションの取得とイングランドでの長期滞在には相関関係があると考えられる。デニズンとなった245人中、外国人教会に所属する者は160人、一方、教区教会所属者が75人、不明もしくは所属教会なしが10人となっている。外国人世帯主全体で教区教会所属者は126人であるが、そのうちデニズンの割合が高いことは注目に値する³³。法的地位を取得する外国人には滞在期間が長期化する傾向や地元の教会に所属する割合が高いことから、法的地位取得とイングランド社会への定着との関連が伺える。しかしながら、外国人人口全体に占める取得者の割合は低い。1568年の段階で、ロンドンにおいてデニズンが全外国人人口に占める割合は13パーセント、1593年では7パーセントに過ぎなかった³⁴。それはなぜなのか。次節では、ロンドン社会における外国人の法的地位について検討する。

3. 外国人の法的地位と近世ロンドン社会の対応

(1) ロンドン市民権と外国人

外国人たちが法的地位を取得しない理由は二つある。第一に、帰化の場合、その経費が65ポンドから100ポンドとあまりにも高額であったためである。デニゼーションの費用は帰化に比べると安価ではあったが、1582年には2ポンド12シンリング4ペンスとなっている³⁵。1582年に実施された特別税のための資産査定記録は、ロンドンに到着した移民の約74パーセントが査定に値する資産をもたないことを明らかにしており³⁶、デニズンでさえもその取得が外国人にとっては容易とはいえないものであった。第二に、法的地位を取得してもロンドンでは市民権を持たなければ、外国人にはロンドン市での営業などに制限が課せられたためである。近世のロンドンでは市民権を得ることによって、その人物は市民として、ギルドに所属後独立して正規の経済活動を行い、地域行政に参加することができた。市民権を保有することは、当時のロンドンでそれをもたない外国人には不可能な蓄財と権利行

使を可能にした³⁷。市民権を取得すれば、土地を購入すること、子どもに財産を相続することができた。なによりも、子どもをロンドン市民の親方に徒弟に出す資格を得ることができた。そのことによって、子どもには正規ルートでの市民権獲得の可能性が生じたのである。それにもかかわらず、ロンドンはデニズンに認められた権利に制限を課すようになる。詳細は後述するが、ロンドンの親方にデニズンの子どもを徒弟にすることを禁じたことにより、ナショナルなレベルの法的地位に対する魅力は薄れた。したがって、外国人にとってより重要であったことは、市民権の獲得であった。

ロンドンで市民権を得るためには三つの方法があった。一つは、ロンドンにおける徒弟期間の満了であった。通常その期間は7年間であった。その後、ギルドに加入し、市民登録をすることによって市民権が得られた。16世紀、ロンドン市民となった男性の約87パーセントが徒弟制度を通じてそれを獲得している。それ以外の手段としては世襲と購入があった³⁸。1524年にロンドン市議会が外国人の市民権購入を禁じるものの、国王や政府要人のパトロネージを後ろ盾に、市民権の購入は行われた。1581年、ロンドン市参事会は9名の外国人ビール醸造業者に1人50ポンドの費用でロンドン市民権を与えている。1609年には国王が絹織物の技術をもつロバート・ティリーのためにロンドン市に特別に市民権付与の嘆願を行っている。彼は織布工ギルドへの加入も認められている³⁹。購入は容易かつ安価な方法ではなかったため、財産と政治コネクションを持つ者のみに可能な方法であった。そのため、移民第一世代の市民権保有率は低いのである。1593年、ロンドン市民権をもつ外国人は70人であった。外国人人口に占める市民権保有者の割合は1パーセントである。彼らが全員デニズンであったことから、デニズンになることは市民権取得を保証しないまでも、その第一歩であった⁴⁰。

ロンドン市民権は社会的地位上昇の機会であったため、外国人がロンドンで成功するためには重要なものであった。なぜなら、ロンドンでの成功は外国人にとって定住することを促し、彼らが蓄財し、それを自分の子どもに譲渡するための手段と認識されていたからである。例えば、1541年頃クレーヴ公領からロンドンにやって来たロジャー・ジェイムズは、サーヴァントとして醸造業者のもとで働いたのち、1562年までに、オランダ人醸造業者の共同経営者となっている。1571年の外国人調査報告には彼がデニズンであること、教区教会に通っていることが記録されている⁴¹。1573年までには、独立し、自らの醸造所を経営するに至っている⁴²。1581年、ロンドン市参事会は彼に市民権を付与している⁴³。1582年の特別税課税のための資産査定で彼の査定課税額は300ポンドと評価されている。このとき、100ポンド以上の査定をされている外国人は10人しかおらず、うち300ポンド以上は2名だけである⁴⁴。彼が市民になったことで、彼の息子アーノルドはロンドン市民の親方のもとで徒弟修行することが可能になり、ロンドン市民権を得ている。息子が醸造業ギルドに加入を認められた2日後、父ロジャーはギルドの要職、理事の地位を手に入れている⁴⁵。醸造所を3カ所所有し、物品等を荷揚げする船を数カ所、生産したビールを販売するイン数軒を所有した彼の資産は、1597年67歳で彼が死亡したとき、6,000ポンドを超えていた⁴⁶。次の世代に財産を残すことは、ロンドンに暮らす外国人にとって、そこで働くための重要な動機であった、とルーは指摘している⁴⁷。16世紀後半のロンドンで経済活動を行い、地域社会で社会的地位の上昇を望み、富を蓄え、次世代に財産を残したい者にとっては、デニズンというナショナルなレベルの法的地位以上に重要だったのはロンドン市民というローカルなレベルでの地位であった。それゆえに、ロンドン市民にとってもその権利は守るべきものであった。

(2) 外国人の法的地位と権利に対するロンドン社会の反応

ロンドンの人びとにとって外国人は競争相手であったため、彼らの存在と彼らが享受する権利は常に問題となった。ロンドン市民は外国人の経済活動に対する規制を求める嘆願や法案を女王や議会、ロンドン市当局やロンドン市議会にしばしば提出した。ロンドン市参事会は、1566年に外国人が通里から店舗の中が見える状態での営業（オープン・ショップ）を禁じる命令を出しているが、1580年にも同様の命令を出している。それにもかかわらず、オープン・ショップでの営業や外国人間での小売り、規定数を越えた道具の所持や同胞の雇用、ロンドンでの徒弟期間未終了等、外国人に対する不満は、ギルドやロンドン市民の間で、後を絶たなかった。外国人の経済活動を規制する法や条例には、免責条項の存在や罰金による赦免、ひいては違反者に法的制裁が科せられないなど、事実上効力がないものもあった。法案そのものが葬られることもあった⁴⁸。1550年に国王から外国人に与えられた特許状では、彼らの法的・経済的権利についての明確な定義がされなかったため、彼らの権利に関する原則が曖昧なままであったこともその理由の一つであった。

市民からの度重なる不満や嘆願が物語ることは、ロンドン市当局は外国人たちの違法な経済活動に不安や嫌悪感を示しながらも、それらを徹底的に取り締まることもなく場当たりの対応に終始していたことである。彼らを完全に排除することはなく、彼らの行為を黙認していたことは事実であろう。その一方で、外国人による経済貢献を期待した国王や中央政府に対し、ロンドン市当局はそのような政策については強い反対を示した。市民権に関して言えば、1579年にウォリック伯から2名の外国人技術者に市民権を与えるよう求められたとき、ロンドン市長は「女王陛下の臣民はよそ者の職人たちによって生計を奪われている」と、ロンドン市民の貧困や雇用不足、移民のための救済負担への懸念を示し、「よそ者に市民権を認めたら、ロンドン市民は我々を大いに恨む」と市民権授与を拒否する回答を送っている。1587年には枢密院が、ロンドンの毛織物市場において外国人と市民は同じ権利と自由を持つべきとの提案をおこなった。それに対してロンドン市長は、「我々の間に住む外国人に対し不満を覚える者がおり、彼らへの中傷行為がおこなわれていることをご存じでしょう」と枢密院を批判し、外国人にさらなる自由を認めることで、不満を抱え興奮した人びとにどのような影響をあたえるか、と治安の悪化に懸念を示しつつ、この提案に反対している⁴⁹。

外国生まれの外国人の子供はイングランド人親方の元での徒弟が認められていなかったが、デニズンの子どもに対してはそれが認められていた。しかし、1574年、ロンドン市民に対し、「その父親がイングランド人の息子ではない者、あるいは『女王の支配域』外で生まれた者」を徒弟にすることを禁じる条例をロンドン市は制定した。これは、デニズンの子供が以後ロンドン市民の親方に徒弟入りできないことを意味した。デニゼーションの付与は国王による移民保護・優遇策であったが、ロンドンはこの条例により、外国人とその子どもをロンドン市民権から排除したのである。次世代の権利に関して、デニズンと外国人の間に重要な差違がなくなったことにより、移民にとってデニゼーションを取得するメリットはますます乏しいものとなった。1558年から1603年までの間に1962件のデニゼーションが認可されているが、前述したように、その件数の多くがエリザベス女王即位後20年間に認可取得されたものである。1579年以降に付与された件数はわずか15パーセントの293件である。取得者数の減少からも、ロンドンの移民たちにとって、デニズンになることの重要性が低下していることがうかがえる⁵⁰。

外国人の子どもに関して言えば、イングランド王の支配領域に出生した者は臣民とされたため、親

が外国人であってもイングランドで生まれた子供は、法的にはイングランド臣民であった。彼らを「イングランド臣民」として認めるか否かについては常に議論となった。1576年にはロンドン市や政府に次のような報告がなされている。「外国人が妻を呼び寄せ、イングランドで子を産むことで、彼らがイングランド人の権利を享受していることへの不満が高まっている。外国人を親に持つイングランドで出生した子供をイングランド人と見なすべきではない。彼らは完全な忠誠を示す臣民ではないからである⁵¹。」1593年に実施された外国人調査においても、外国人の子どもの人数や出身地が調査されている。調査の結果は、子どものうち83パーセントがイングランドで出生した者たちであった。1571年の調査では外国出生の子どものが85パーセントで、イングランド生まれの子どものが14パーセントであったことと比べると、イングランド生まれの子どもたちが増加していることは明らかである⁵²。彼らを生まれながらのイングランド人とし、同等の権利を与えるか否か、ホスト社会は決断を迫られることになった。1604年には親が外国人であればイングランドにおける出生であっても、外国人としてその子どもはデニズン扱いとするとのことが議論のすえ庶民院で可決された。法的地位を取得しようとも、イングランドに出生しようとも、日常的に接する際、海を越えてきた人はその出生、言語、振る舞い・慣習が異なるがゆえに、イングランド人の彼らに対する認識は依然として、他者のままであった⁵³。17世紀の外国人調査においても、外国人の親をもつイングランド生まれの子どもたちは、外国人として調査対象であり続けた。

教区教会に通う移民、遺言の後見人にイングランド人を指名する移民、イングランド人を雇用する移民も存在した⁵⁴。前述のロジャー・ジェームズのように、オランダ人教会だけでなく、地域の貧民に救済として遺産を提供する移民もいた⁵⁵。イングランド社会に定着した移民たちとロンドンの人びとが共生をしていたこともまた事実である。その一方で、ホスト社会は移民の流入は容認できても、彼らに対し、市民権へのアクセスを容易にすることはなかった。これまでエリートは外国人を優遇したと言われてきた。しかし、ロンドン市のエリートたちは、国王や政府とは異なり、地域社会において日々、人びとの不満に対応することで外国人ひいては市政に対する反発や攻撃を回避し、社会秩序を維持しなければならなかった。それゆえに、彼らは外国人に経済活動の自由を、とりわけロンドン市民にとっての「特権」であった市民権を授与することに慎重であった。もちろん、市民権やギルドに加入を認められる外国人は確かに存在した⁵⁶。外国人に対するロンドンの人びとの現実の対応は、必ずしも一貫したものではなく、複雑なものであった。もっとも、多くの大陸出身者の認識は、大陸の政情が落ち着いたら帰国する、すなわちイングランドでの滞在は一時的なもの、であった。その結果、16世紀末、オランダの情勢が安定に向かい、移民誘致のためオランダの諸都市が、移民に市民権を付与する政策を採用すると、一時滞在を目的としていた移民たちの多くが、大陸に戻っていくこととなる⁵⁷。

4. おわりに

違法行為や、ロンドン市当局およびギルトの管轄外である郊外・特権地区での営業をおこなう移民たちの存在は、彼らとロンドン市民との間に緊張関係をもたらした。「よそ者」という点では、イングランド人の地方出身者も違法行為をおこなう非市民として、同じく非難の対象であった。そうであったとしても、外国人はその存在が可視化されやすいため、攻撃対象になりやすかった。そのため、外

国人教会を中心とした外国人共同体と移民を擁護するイングランド人支援者たちは、移民たちによる経済貢献を、また、信仰を同じくする同胞として、彼らが救済に値する存在であることを強調した⁵⁸。しかし、移民の経済活動はロンドンにおいてむしろ論議を呼ぶものであった。その結果、ロンドン市当局は、デニズンとなった移民に対してその権利を制限し、移民の市民権取得に対しても慎重な姿勢をとり続けた。したがって、エリートたちが移民を歓迎し、積極的に優遇したとの画一的な見解には見直しが必要である。

外国人の法的地位と帰属意識の問題は、ロンドン社会のなかで、ロンドン市民権を核としたローカルな、それと同時に生まれながらのイングランド人としての「ナショナル」な、アイデンティティの形成を伴いながら、移民を他者として区別する動きにつながった。その際、その焦点となったのは、外国人を親にもつイングランドで出生した子どもたちと彼らの権利をめぐる問題であった。イングランドで出生した外国人の子どもは法的にはイングランド人であるにもかかわらず、外国人調査では常に外国人扱いとされた。ロンドン市民たちも彼らを「イングランド生まれと称される外国人 (English-born reputed strangers)」と呼び、彼らが本来得たはずの権利に伴う経済活動に対して批判を続けた。ロンドンの人びとは、ナショナルなレベルでの臣民規定とは異なる論理、すなわち血統を理由にイングランド生まれの外国人の子どもたちへの市民権付与を拒否した。近世において、外国人の法的地位が明らかにすることは、それらが現代でいうところの「国籍」概念そのものというよりは、「臣民」や自らの共同体に付随する経済的・政治的特権であったということである。他者の存在は、ローカルなレベルにおいても、ホスト社会における自己アイデンティティの自覚や帰属意識の構築を促した。17世紀以降の受容と差異をめぐる論理とその変化については、今後の課題とする。

注

- 1 Luu, L. B., "Natural-Born versus Stranger-Born Subjects: Aliens and their Status in Elizabethan London", in Goose, N. and Luu, L. (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, Sussex Press, 2005, p.57 (以下、Luu, "Natural-Born versus Stranger-Born Subjects"と略記する)。引用内の()は筆者挿入。
- 2 Esser, R., "New Across the Channel - Contact and Communication between the Dutch and Wallon Refugees in Norwich and their Families in Flanders, 1565-1640", *Immigrants and Minorities*, Vol.14, Number 2, 1995, p.137.
- 3 Luu, "Natural-Born versus Stranger-Born Subjects", p.57.
- 4 Goose, N. and Luu, L. (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, Sussex Press, 2005 (以下 Goose, N. and Luu, L. (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*と略記する)。Gwynn, R., *Huguenot Heritage: The History and Contribution of the Huguenots in Britain*, second revised version, Academic Press, 2001. 須永隆『プロテスタント亡命難民の経済史』昭和堂、2001年。
- 5 Vigne, R. and Littleton, C. (eds.), *From Strangers to Citizens: The Integration of Immigrant Communities in Britain, Ireland and Colonial America, 1550-1750*, Sussex Academy Press, 2001. Selwood, J., *Diversity and Difference in Early Modern London*, Ashgate, 2010. 中川順子「17世紀末におけるロンドン・フランス人教会の難民対策と意識形成——『長老会議事録』分析を中心に」『文学部論叢』、第93号(歴史学編)、2007年、43-68頁。唐澤達之「近世イングランドの都市コミュニティと移民——ノリッジのオランダ人とワロン人」弘末雅士編『越境者の世界史：奴隷・移住者・混血者』春風社、2013年、194-207頁。

- 6 Parry, C., *British Nationality*, London, 1951. Dummet, A. and Nicol, A., *Subjects, Citizens, Aliens and Others*, London, 1990. Jones, J.M., *British Nationality Law*, Oxford, 1956 (first ed. 1947). Holdsworth, W., *A History of English Law*, Vol. IX, London, 1926, rep., 1966. 柄谷利恵子「英国の移民政策と庇護政策の交錯」駒井洋監修、小井土彰宏編『移民政策の国際比較』明石書房、2003年、180-218頁。
- 7 Luu, “Natural-Born versus Stranger-Born Subjects”, pp.57-75. Ward, J. P., “[I]mployment for all hands that will worke’: Immigrants, Guilds and the Labour Market in Early Seventeenth-Century London”, in Goose, N. and Luu, L. (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, pp.76-87. I・スクルーデーは17世紀前半の帰化やデニズンについても概観している。Scouloudi, I., *Returns of Strangers in the Metropolis 1593, 1627, 1635, 1639*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol.57, 1985 (以下、*H.Q.*, Vol.57 と略記する), Ch.1. 中川順子「近世イングランドにおける外国人の法的地位—16世紀の事例を中心に—」『待兼山論叢』、第34号史学編、2000年 (以下、中川「法的地位」と略記する)。
- 8 柳井健一『イギリス近代国籍法史研究』日本評論社、2004年。
- 9 中川順子「帰化システムと複合国家」岩井淳『複合国家イギリスの宗教と社会』ミネルヴァ書房、2012年、141-171頁。中川順子「17世紀中葉イングランドにおける帰化制度と法的地位取得者」『文学部論叢』、第103号、2012年、29-39頁。
- 10 denizen (denization) には従来、国籍取得者 (国籍取得)、在留許可者 (在留許可) という訳語が用いられてきた。しかしながら、どちらの訳語も denizen の性質を的確に表現しているとは言い難いため、本稿ではデニズン、デニゼーションとカタカナ表記を用いることとする。この時期の alien の訳語として外国人と用いることについても議論があるが、この点については本稿ではわかりやすさを重視し、外国人という訳語を使用する。
- 11 一例として、Yungblut, L.L., *Strangers Settle Here Amongst Us, Politics, Perceptions and the Presence of Aliens in Elizabethan England*, Routledge, 1996, pp.40-60が挙げられる。
- 12 Archer, I.W., “Responses to Alien Immigrants in London, c.1400-1750”, in Cavaciocchi, S. (ed.), *Le Migrazioni in Europa: SECC.XIII-XVIII*. Istituto Internazionale di Storia Economic, 1994, pp.755-774. Goose, N., “Xenophobia” in Elizabethan and Early Stuart England: An Epithet Too Far?”, in Goose, N. and Luu, L. (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, pp.110-135.
- 13 Kirk, R.E.G. and Kirk, E.F. (eds.), *Returns of Aliens: Dwelling in the City and Suburbs of London from the Reign of Henry VIII to that of James I*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol. 10, Part 2 and Part 3, 1990-8 (以下、*H.Q.*, Vol.10 と略記する)。
- 14 Goose, N. and Luu, L. (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, Ch.1.
- 15 Luu, L.B., *Immigrants and the Industries of London 1500-1700*, Ashgate, 2005, pp.92-94 (以下、Luu, *Immigrants and the Industries* と略記する)。
- 16 *Calendar of State Papers Spanish 1550-1552*, Vol.10, London, 1914, pp.278-279.
- 17 Luu, *Immigrants and the Industries*, p.90.
- 18 *Ibid.*, pp.142-143. 中川「法的地位」、4-5頁。
- 19 Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.142-144. 中川「法的地位」、5-6頁。
- 20 Shaw, W.A. (ed.), *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England, 1603-1700*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol.18, 1911, pp. vi-viii (以下、*H.Q.*, Vol.18 と略記する)。
- 21 Page, W. (ed.), *Letters of Denization and Acts of Naturalization for of Aliens in England, 1509-1603*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol.8, 1893, pp.ii-v, 46, 137 (以下、*H.Q.*, Vol.8 と略記する)。
- 22 デニズンになっても、特別な許可がなければバーウィックとポーツマスには居住することができな

- かった。1570年代、1580年代のデニズンに関する記録にはこの文言が散見される。例えば、‘28 Nov. 1575, Denization for Nicholas Ragemy, born a Spanish subject; to pay as an alien, and not to live in Berwik or Portsmouth without the Queen’s special licence.’ 表記は史料のママ。 *Calendar of the patent rolls preserved in the Public Record Office. Elizabeth I / prepared under the superintendence of the Deputy Keeper of the Records, 1575-1578*, Vol.7, HMSO, London, 1982, p.20.
- 23 Luu, “Natural-Born versus Stranger-Born Subjects”, pp.57-60. 中川「法的地位」、5 - 8 頁。
- 24 Parry, *op. cit.*, pp.30-31.
- 25 中川「法的地位」を参照のこと。
- 26 註9を参照のこと。
- 27 *H.Q.*, Vol.8, pp.xxii-xxv,1-207. 1例を挙げるなら、Barbason, Martyn, born in Normandy. His mother an English woman, a glover by occupation. Aged 30 years. In England 20 years. Married 6 years to an English woman and has by her 2 children. *Ibid.*, p.13. Luu, “Natural-Born versus Stranger-Born Subjects”, p.59.
- 28 *Calendar of the patent rolls preserved in the Public Record Office. Elizabeth I / prepared under the superintendence of the Deputy Keeper of the Records, 1558-1560*, Vol.1, HMSO, London, 1939, p.430.
- 29 *Calendar of the patent rolls preserved in the Public Record Office. Elizabeth I / prepared under the superintendence of the Deputy Keeper of the Records, 1563-1566*, Vol.3, HMSO, London, 1960, p.119.
- 30 *H.Q.*, Vol.57, p.5. Luu, *Immigrants and Industries*, pp. 132-133.
- 31 *H.Q.*, Vol.57, p.6.
- 32 Gylbert, Mathis: Dutchman, five children, free denizen, draper, no stranger men servant, three stranger women servants, dwell in England 22 years, of Dutch Church, keeps three English servants, set no English person to work, dwells in St.Martin-le-Grand. *Ibid.*, p.180.
- 33 *H.Q.*, Vol.8. p.105. *H.Q.*, Vol.57, pp.90, 139-40, 146-221.
- 34 Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.142-144.
- 35 *Calendar of Patent Rolls*によれば、同じ勅許状のなかでも経費に違いがみられる。残念ながら史料からその違いの規則性を明らかにすることはできなかった。
- 36 外国人の多くが動産・不動産による課税額算定の対象ではなく、一人4ペンスの人頭税の対象であった。Lang, R.G.(ed.), *Two Tudor Subsidy Assessment Rolls for the City of London, 1541 and 1582*, London Record Society, 1993, p. xx.
- 37 Luu, B.L., ‘Dutch and their Beer Brewing in England 1400-1700’, in Kershen A.J.(ed.), *Food in the Migrant Experience*, Ashgate, 2002, pp.123-124 (以下、Luu, ‘Dutch and their Beer Brewing’ と略記する)。
- 38 Selwood, *op.cit.*, pp.39-40.
- 39 Luu, *Immigrants and the Industries*, p.145. ルーはサー・フランシス・ウォルシinghamからの推挙による可能性を示唆している。16世紀後半、27のギルドが外国人の加入を認めているが、加入料がイングランド人より高く設定されているなど、ギルドごとに条件があった。Selwood, *op. cit.*, p.41.
- 40 Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.145-146, 286.
- 41 *H.Q.*, Vol.10, part2, pp.134-135.
- 42 Luu, ‘Dutch and their Beer Brewing’, pp.122-123.
- 43 Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.286-287.
- 44 このとき動産が査定対象になった外国人は482名である。ロジャー・ジェイムズ以上の高額査定を受けた人物はジェノヴァ出身の外国人貿易商Horatio Pallavicinoで、その動産に対する査定額は350ポンドであった。Lang, R.G.(ed.), *Two Tudor Subsidy Assessment Rolls for the City of London, 1541 and 1582*,

- London Record Society, 1993, pp.lxx, 135, 167, 178, 261, 271, 276, 280, 294. *H.Q.*, Vol.57, p.23.
- 45 Luu, *Immigrants and the Industries*, p.286.
- 46 Luu, 'Dutch and their Beer Brewing', pp.122-123.
- 47 *Ibid.*, p.119.
- 48 Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.142-144.
- 49 *Ibid.*, pp.145-146, 157.
- 50 Luu, "Natural-Born versus Stranger-Born Subjects", pp.62, 65.
- 51 Luu, *Immigrants and the Industries*, p.167.
- 52 中川順子「近世ロンドンにおける外国人の子どもと地域社会—外国人調査報告の分析を中心に—」『文学部論叢』、第105号、2014年、56頁。
- 53 Luu, "Natural-Born versus Stranger-Born Subjects", pp.65-66.
- 54 Pettegree, A., "Thirty years on: Progress towards Integration amongst the Immigrant Population of Elizabethan London", Chartres, J. and Hey, D. (eds.), *English Rural Society 1500-1800*, Cambridge: Cambridge University Press, 1990, pp.297-312.
- 55 オランダ人教会の貧民に10ポンド、クライスト・ホスピタルの貧しい子どもたちに5ポンド、オール・セイント・パーキングの貧民に向こう10年間にわたって年間5ポンド遺贈している。Luu, *Immigrants and the Industries*, p.164.
- 56 ウォーリック伯からの推薦者2名の市民権認可を断った翌年、「外国人がロンドンの人びとの生計を奪っている」と不満を示しつつ、ロンドン市当局はフランス人ルイス・メスニールに市民権を認めている。*H.Q.*, Vol.57, p.9.
- 57 Luu, L.B., "Alien Communities in Transition, 1570-1640", in Goose, N. and Luu, L. (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, pp.200-206.
- 58 D'Ewes, S., *The Journals of All the Parliaments during the Reign of Queen Elizabeth*, Shannon: Irish University Press, 1973, pp.306, 505-509.
- 59 Selwood, *op.cit.*, pp.100-108.

本稿は独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金、基盤研究（C）課題番号26370862（平成26年度～29年度）ならびに同、基盤研究（B）課題番号19310159（平成19年度～21年度）による研究成果の一部である。